

滝 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和6年10月29日(火) 14時00分から14時58分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(16人・議席番号順)
 - 会長 木 幡 孝 雄
 - 会長職務代理者 又 村 克 茂
 - 委員 14人
4. 欠席委員 0人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 議案1 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 6 議案2 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
 - 7 議案3 現況証明願について
 - 8 協議1 滝川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 16 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 16 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 本日の議事録署名委員に 1 番、赤川委員、2 番、野崎委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることよろしいですか。
各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 会期は本日 1 日限りいたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員 議 長	(なしの声あり) 質疑意見を終了いたします。報告第 1 号については、報告済・承認とします。 議事日程 5 番、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今月は、所有権移転 1 件です。 1 番、江部乙町 番、地目「畑」、1,344 m²、 さんから さんへの所有権移転です。所有者である さんの老齢による施設入所に伴い、農地の維持管理困難なことから近隣耕作者である さんへ無償譲渡するものです。なお、今回 3 条になったのは、所有者の さんが農地を認定農

議 長	業者に賃貸しておらず、地域計画の対象ではなかったこと、無償譲渡によるものです。 以上、よろしくご審議をお願いいたします。 説明が終わりました。議案第1号申請番号1番について、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員14:10退室)
議 長	申請番号1番について、質疑意見を求めます。 (なしの声あり)
各 委 員	質疑意見を終了いたします。申請番号1番については、原案のとおり可とすることよろしいですか。
議 長	(異議なしの声あり) 質疑意見を終了いたします。申請番号1番について、原案のとおり決定とします。委員の入室をお願いします。 (委員14:11入室)
各 委 員	議事日程6番、議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定が18件、所有権移転が4件です。貸借権設定は旧農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の期間満了に伴い、引き続き促進計画により貸借するものです。 1番、2番、東滝川 番、地目「田」、42,993㎡、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、10,000円です。 3番、4番、北滝の川 番、地目「田」、15,980㎡、さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a当りの賃借料は、9,000円です。 5番、6番、泉町 番、地目「田」、5,475㎡、さんから北海道農

	業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、9,000 円です。 7 番、8 番、泉町 番、地目「田」、21,110 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、9,000 円です。 9 番、10 番、江部乙町 番、地目「田」、38,048 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。 11 番、12 番、江部乙町 番、地目「田」、34,784.33 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。 13 番、14 番、江部乙町東 11 丁目 番、地目「畑」、15,566 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、1,000 円です。 15 番、16 番、江部乙町東 11 丁目 番、地目「畑」、11,009 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、1,000 円です。 17 番、18 番、江部乙町 番、地目「田」、21,019 m²、 さんから北海道農業公社を転貸して さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。 次にNo.5 をご覧下さい。所有権移転 4 件です。右の備考欄に「即売」と記載されています。地域計画に記載されている農地なので 3 条ではなく中間管理事業の法律に基づいて公社通しで売買することから 2 件ではなく 4 件となっています。 19 番、20 番、北滝の川 番、地目「田」12,140 m²、「畑」、2,025 m²、 さんから さんへの所有権移転です。所有者である さんの老齢に伴い、農地の維持管理困難なことから耕作者である さんに反当たり 11 万円、総額 1,558,000 円で譲渡するものです。2,025 m²の畑以外は、転作畑として利用する予定です。
--	--

		21 番、22 番、西滝川 番、地目「田」11,625 m²、「畑」、5,122 m²、さんから さんへの所有権移転です。所有者である さんの規模縮小に伴い、隣接地の さんが老齢による農業廃業で さんに売却予定であることから隣接地も併せて反当たり 5 万円、総額 800,000 円で譲渡するものです。昨年まで農地法第 5 条による一時転用で砂利採掘を行っていた農地で土壌が悪いことから、畑の金額で売買するものです。今後は、「畑」として大豆等を耕作する予定です。耕作者の さんですが新十津川町在住の認定農業者です。ピンネ農協に所属しており、約 55 町の農地を耕作しています。水稻が主で大豆、麦を耕作しています。年齢は 48 歳です。新十津川町で農業をしておりますので、平成橋を渡って短時間で行き来することができます。昨年より さんから相談を受けており譲渡予定であったことから地域計画でも事前にリストに入れておいたので、今回中間管理による促進計画を活用することになりました。新十津川町の農業委員会、ピンネ農協にも確認しましたが、耕作には問題ないと判断しました。なお、 さんの農地については、農地に一部内番で納屋があるので分筆をしており、登記が出来次第申請する予定となっております。以上、よろしくご審議をお願いいたします。
議	長	説明が終わりました。議案第 2 号申請番号 17 番、18 番を除く 20 件について、質疑意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号申請番号 17 番、18 番を除く 20 件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第 2 号申請番号 17 番、18 番を除く 20 件について、原案のとおり決定とします。次に議案第 2 号申請番号 17 番、18 番について、農業委員会法第 31 条に基づき委員の退室をお願いします。
		(委員 14 : 20 退室)
議	長	申請番号 17 番、18 番について、質疑意見を求めます。

各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。申請番号 17 番、18 番について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 2 号、申請番号 17 番、18 番について、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
	(委員 14 : 21 入室)
議 長	議事日程 7 番、議案第 3 号、現況証明願について事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第 3 号、現況証明願について説明いたします。今月は 2 件です。 1 番、江部乙町 番、登記地目「宅地」、面積は 508.17 m²。現況「田」、及び江部乙町 番、登記地目「田」、面積は 306 m²。現況「原野」。所有者は、 さんです。申請地のうち 番は、当初の住宅及び納屋で建物の撤去後、農地に戻しましたが、地目変更登記を行っていなかったものと思われます。 番は、東側の農地との境の崖地で農地としての利用は困難と判断いたしました。申請者は所有する農地について、 さんへの売却を予定しており、売却前に地目変更登記を行うため現況証明願の届出となったものです。 2 番、東滝川町 番、登記地目「田」、面積は 1,619 m²。所有者は、 さんです。現況「宅地」です。申請地には住宅及び納屋が建っておりますが、地目変更登記を行わないまま現在に至り、所有者の長女の夫から所有する農地の移転について相談があり、今回の現況証明願の届出となりました。なお、それぞれ備考欄に調査日時と現地確認をした 3 名の農業委員を記載しておりますのでお目通し願います。以上審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、許可申請は許可相当とすること、よろしいですか。

各 委 員 議 長	(異議なしの声あり) 議案第 3 号については原案のとおり決定といたします。
説 明 員	議事日程 8 番、協議第 1 号、滝川市農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について意見を求めます。農政特別委員会畠山委員長に説明を求めます。 令和 7 年度、滝川市農業等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について、経過報告いたします。 昨年度に引き続き滝川市長に提出するため、10 月 8 日に特別委員会を開催し、審議を行いました。 意見書(案)については、お手元にお配りしたとおりですが、6 つの項目で構成しており、 1 生産資材等価格の高騰対策～ウクライナ危機や中東情勢の緊迫化、円安、輸送コストの上昇、電気料金の高騰に対する価格高騰対策や支援策について。 2 農業生産基盤の強化と農地対策～新たな「食料・農業・農村基本計画」を地域の実情を踏まえた実効性のあるものとし、関連施策の強化及び必要な予算の確保、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となった地域で作付けされる作物への支援策や新規作物の導入に向けた調査、検討。地域計画に基づく着実な農地権利移動を行うための中間管理機構に対する事務処理体制の強化等について。 3 担い手の育成と経営支援対策の強化～新規就農の定着・人材育成を支援する事業の継続、第三者継承への支援、農業が求職者にとって魅力ある職業選択肢の一つとなるような所得向上のための施策の推進について。 4 農業の活性化対策～家庭や学校における農業への理解を深めるためにその役割を学ぶ環境づくりの推進について。 5 その他の地域農業の発展に関する対策の拡充～エゾシカ、アライグマ等の被害に対する被害防止対策の強化、ヒグマ駆除に向けた対応及び新規狩猟免許取得等やハンター育成、気候変化や自然災害への対応と

		支援について。 6 農業委員会組織の体制強化と予算確保～事務局体制が維持できるよう予算の増額・確保について。 それぞれ内容としたところです。 この他、各委員から意見や要望があれば口頭で伝えたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 なお、意見書の提出は、11月26日（火）9時30分の予定です。以上、報告いたします。
議	長	只今、委員長から説明があったとおり、すぐには意見が出せないと思いますので5分程度一読してください。暫時休憩します。 休憩14時28分 再開14時35分
議	長	再開します。ひととおり目を通していただいたと思いますが、何か質問・意見はありますか。
委	員	5番のヒグマ対策について、先日も江部乙町の住宅街で出没していましたが、市ではどのような対応をしているのですか。地域住民には見えてこない。
説	明	昨日も江部乙町の東13丁目で出没していましたが、市のくらし支援課に連絡が入り、そこから警察署等各種対応しています。そのうえで見つかった、あるいは形跡があったということであればハンターを要請するなど順次対応しています。
委	員	近年、山から住宅街に下りて来ているので、ハンターの確保等要望していただきたい。
説	明	要請の中でも重ねて話をするので進めていきます。住宅街では発砲は制限されているので、その辺も考えていきます。
委	員	安心して農業をするためにヒグマ対策に要する予算をしっかりと確保してほしい。よろしくお願いいたします。
議	長	他にございませんか。
委	員	滝川市だけの問題ではなく、北海道の問題として他の市町村とも連携

		しながら進めた方が良いかなと思います。
議 長		要望の中では口頭で進めていくことでよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		他にございませんか。
委 員		10月8日に農政特別委員会を行ったところですが、そのときと状況が変わって衆議院選挙が行われて与党1強でなくなった。口頭でもいいのですが米価の高騰を踏まえた政策と併せて、農業が安定的に供給できるよう要望したいということを滝川市長に話していただきたい。
議 長		今回の選挙があったことは良いチャンスだと思いますので、実現できるように意見交換等進めていきたい。
		他にございませんか。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑、意見を終了します。協議第1号については、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		協議第1号について、原案のとおり決定とします。
		提出月日は11月26日火曜日9時30分から市役所5階、第一応接室で行います。参加者は、会長、又村会長職務代理、畠山農政特別委員長、本元農地特別委員長の4役とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
		本日の議案については、以上でございます。
		それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
		(各推薦委員から事務連絡あり)
議 長		その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員		(行事日程について資料に基づき報告)
議 長		第17回総会は11月26日10時からということで決定します。
		以上をもちまして、第16回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。(14:58)